

## 資料 2

### 関西圏国家戦略特別区域における家事支援外国人受入事業の 特定機関(受入企業)が所定の基準を満たすことの確認について(案)

大阪府における「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」において、株式会社ニチイ学館が、「国家戦略特別区域法第 16 条の 3 に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈」に掲げられた日本語能力の特例が認められる特定機関の条件すべてを満たすものであることを確認した。

企業名称	主たる営業所の所在地	営業実施区域	受入予定人数、国籍
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台 二丁目 9 番地	大阪市全域	15 名 フィリピン共和国